

『地域再生の環境学』

淡路 剛久[監修] 寺西 俊一／西村幸夫 [編著] (2006) 東京大学出版会

要約の文責：山田 利春

びわ湖の西岸に位置する大津市北部は、比良山系に囲まれた自然豊かな所ですが、昔から関西圏からの不法投棄が多く、山のふもとを流れる和邇川周辺には、ニンビーと言われる迷惑施設が、10ヶ所以上もあります。そこへ1日1,000台近いダンプカーが汚染土壌、残土、産業廃棄物を運んできます。この地域の自然を守り、環境再生を図るには確りとした「指針」が必要で、「地域の環境再生」のバイブルと要約者が思う3冊の本から、この地域に必要と思われる箇所を抜粋・要約いたしました。バイブルには、「地域の環境を見つめ直すことから始めよ」と書かれてあります。

(青字は要約者〈筆者〉の加筆)

〈監修者序文〉

近年、再生という言葉はよくつかわれるが、語源的には「死にかかったものが生き返ること。蘇生、復活」という意味である。しかし、同じ再生でも経済再生等、環境から見ると正反対の方向になる場合がある。本書は、日本生命財団の協力で、「環境再生を通じて地域再生を目指した、学際的な研究書」である。

〈まえがき〉原文のまま

地域再生を論じることは地域の環境を見つめ直すところから始めなければならぬ。本書はそのための学際的な試みとして、法学、経済学、生物学、医学、工学などの異なった立場から書かれた合計10編の論文からなっている。

こうした多面的な作業が可能だったのは、監修者序文にふれられているように、「環境再生を通じた『持続可能な社会』の実現に向けた総合的研究」という日本生命財団による特別研究の助成が受けられたからであるが、それを可能にしたのは公害問題・環境問題から出発する多様な問題意識を共有する日本環境会議の日頃の活動とネットワークがあったからである。

地域の環境を見つめ直すことは、これまでの地域における諸活動の蓄積について、その光と陰とを同時に凝視することから出発せざるを得ない。地域の環境とは良くも悪くもそうした過去の行為のストックのうえに成り立っているからである。

これは地域の現実を見つめ直す作業である。地域の現実の本質的な理解なくして、地域の再生はありえない。地域の再生は将来に向けた蜃気楼のような夢物語を描くことではないのである。

分野は違うものの本書の各章の主張には、お互い符合する、キーワードがいくつかある。それはたとえば、環境の回復であり、人への期待であり、地域社会の再生であり、既存システムの転換である。ここには地域再生をプロジェクトベースで考えるのではなく、地域の環境総体を引き受けそれを回復させていこうとする地道な運動の視点があるのだ。

本書の構成は次のようになっている。

まず、序章（淡路剛久）において、これまでの環境政策が公害・環境破壊の防止から環境負荷の低減へ向けた努力が払われた第一の環境政策、循環型

社会の構築を目指した第二の環境政策であったところから、環境破壊ストックからいかにして環境を回復していくかを旨とする第三の環境政策へと向かいつつあることが述べられている。これによって本書の提言の歴史的な位置づけが明らかにされている。

第1章（原田正純）、第2章（除本理史・尾崎寛直・磯野弥生）は水俣を中心として公害被害の現実からの地域の再生を論じている。両論文ともに、環境回復・再生の道筋における人やコミュニティが果たす役割の重大さを強調することで論文が結ばれている点が印象深い。

第3章（磯崎博司）と第4章（羽山伸一）は自然の再生を中心に論じている。生物多様性を基盤に据えた積極的な自然保全や自然再生の国内外の事例をもとに、具体的な事業の紹介を超えて、たとえば、統合的管理や参加型管理と呼ばれる環境へのコミットメントの総合的なあり方を考察するところまで至っている。

自然環境を対象とするこれらの章に続く第5章と補論1（西村幸夫、塩崎賢明）は都市環境の再生問題を扱っている。ここでも事業推進偏重のこれまでの都市づくりへの反省を込めて、都市の計画システムそのものの変革の必要性が訴えられている。

第6章（中村剛治郎・佐無田光）と第7章（永井進）は経済学の立場から、臨海部の工業地帯の再生の問題と道路交通政策の問題について、新しい時代の地域経営のあり方が論じられている。

地域再生のプロセスにおいて重要な役割を果たすべき市民参加を論じた第8章と補論2（大久保規子、山下英俊）は、環境情報や司法へのアクセス権などを保障するといった原則に照らして現状を批判的に把握し、参加の枠組み整備を超えて本来の市民参加へ向かう視点を提示している。

終章（寺西俊一・除本理史）では、序章と呼応するように、環境再生の地道な努力から地域再生に至る道筋が展望されている。

環境の回復・再生に特区のような促成栽培の道はない。地域の現状に向き合い、地球規模の視野を保ちつつ、現場での地道な努力を続ける意思とそれを支える仕組みが必要なのである。そこまで含めて環境学と表現するならば、つたないながらもここには、地域再生という総合的な目標を掲げた環境学を

学際的な協働によって生み出そうとするところざしがあるといえるだろう。

本書が地域の環境再生にわずかでも寄与できるとするならば、執筆者一同にとってこれ以上の喜びはない。

2006年4月

西村幸夫

序章 環境再生とサステナブルな社会

淡路 剛久

1. はじめに

環境政策の課題は、「サスティナブル・ソサイエティー」（「持続可能な社会」）が、ほぼ共通の了解となっているように思われる。環境行政も「持続可能な社会」の構築という目標を正面から掲げるようになった。持続可能な社会とは、環境と共生し、環境の枠内で発展できる社会の構築ということに他ならない。

我が国の環境政策の目標がここに至るまでに、1950~1960年に蓄積された環境被害が悲惨な人身公害被害、重大な環境被害として展開された。

2. 求められる環境政策の三本柱 —サスティナブル・ソサイエティへの転換に向けて—

公害規制から地球環境の保全へと拡大した現在の環境政策の中心のかつ終局的な目標は、持続可能な社会の構築ないしそれへの展開である。公害、自然環境、アメニティ、地球環境へと拡大した全ての環境政策の領域を通じて、三本柱の環境政策が必要と考えられる。

「第一の環境政策」は、1960年代から十数年続いた環境負荷の政策である。

「第二の環境政策」は、1990年代以降に深刻化してきた廃棄物・リサイクル政策である。

「第三の環境政策」は、最近の新たな政策である、環境の回復と再生が位置づけられる。

3. なぜ、環境の回復と再生か

3.1 「第一の環境政策」 —公害・環境破壊の防止から環境負荷の低減へ—

四大公害に典型的にみられるように、日本において蓄積された公害が人身被害として、

一挙に顕在化したのは、1950年代後半から1960年代にかけてであった。この時期は経済発展を進める産業政策や開発政策が展開され、人身被害のみならず、生活環境の悪化と破壊、自然破壊が広がった。これらを防止するため、当時は「公害防止」と呼ばれ、「公害対策基本法」が制定・実施された。効果をあげたものもあるが、自動車に起因する粒子状物質等は、今日に至っている。

第1の環境政策は、1993年以降「公害対策基本法」から「環境基本法」が制定され、「環境負荷の低減」という政策課題として、重要な地位を与えられている。

3.2 「第二の環境政策」—循環政策

1980年中ごろから、廃棄物問題が重要な環境政策となってきた。増加する一方の廃棄物、処分場の逼迫が直接の原因であり、環境行政の直接の課題として、リサイクルによる廃棄物の減少が目指された。その為「循環社会形成推進法」が制定され、他方で各種リサイクル法が制定された。

3.3 ストックされる環境破壊

フローのみの環境政策では不完全

具体的な環境政策を展開する「場」(地域・現場)の現況(環境の現状)が政策の中にインプットされていない。ここが、現の環境政策では不十分で、1つの大きな限界がある。

環境汚染、環境被害のストック

公害のストックは足尾鉍毒事件や水俣病事件等を想起すれば、容易に理解できるが、現状では閉鎖性水域の水質汚染、土壌汚染のように環境汚染として直接にストックされる場合が判り易い。

自然環境および自然アメニティの破壊・悪化のストック

自然保護、自然環境の保全は、貴重な自然保護から始まって、生物多様性の保全、里山や中山間地の保全まで含まれるようになった。自然の悪化がストックされており、例えば、里山の放置と荒廃、河川護岸の人工化、地域的希少動植物の絶滅がある。

4. 「第三の環境政策」—環境の回復と再生

4.1 従来の環境政策の限界

公害や環境破壊の過去からのストックや現在発生しつつあるストック(環境政策の失敗から)は、新たな政策領域を要求している。ストックとしての環境負荷から環境を再生させようという積極的理念が基本法に無かった。「負の遺産」と言われる「有害物質による土壌や地下水の汚染、地球温暖化やオゾン層の破壊問題」等が例示される。これらに対して、現状は極めて限られた個別・分断的な施策にとどまっており、本格的な政策領域とはなっていない。

4.2 新たに動き始めた「第三の環境政策」

しかし、20世紀末から21世紀に入って、環境の回復と再生は、重要な環境政策の課題として、被害者・市民あるいは行政から始動を始めた。

例えば、公害地域の被害者が公害地域の再生運動を始めている（西淀川、尼崎、川崎）しかし、被害者が環境再生の取り組みをしても、それが政策に結びつく仕組みや行政とのパートナーシップが作られなければ、その成果は限定されたものになってしまいます。

もう一つの例として「自然再生推進法」がある。これが生物多様性の確保を通じた自然再生に貢献するか、従来の土木事業の再来になるかは調査研究が必要である。自然に対する人の知見が不完全だとすれば、非専門家と言われながら地域の自然を熟知している住民の参加に基づくものでなければならぬ。このような「第三の環境政策」をどのように進め、どのような政策体系にすべきかという問題がある。

5. 環境再生の推進に向けて

21世紀において新たに投入されるべき「第三の環境政策」＝環境再生を推進するためには、環境再生の理念を「環境基本法」に導入することから考えてもよい。次のような点を検討する必要がある。

第一は、環境再生のために投入すべき環境政策の領域を明確にすること。

第二は、環境再生を進めるための環境政策の主体である。

第三は、環境再生を進めるためには、計画的手法の基本的事項を定めること。

第四は、費用負担である。

第五は、手法である。（具体的施策は、ポリシーミックスになるだろう）

6. おわりに

サステイナブル・ソサイエティーは、理念的に提示された「環境負荷の低減」と「循環」のみによっては達成できない。人間活動は、過去において環境公害のストックを生ぜしめ、これをマイナスの遺産として今日に残してきたし、政府と市場の失敗は、今後とも不断の環境被害のストックを生ぜしめるであろう。環境再生を環境政策の第3の柱として位置づけることによって、我が国の環境政策は、より1歩サステイナブル・ソサイエティーに近づくことが出来るのではないかと思われる。

1章 水俣が抱える再生の困難性 水俣病の歴史と現実から 原田 正純
(省略)

2章 公害からの回復とコミュニティの再生 除本 理史・尾崎 寛直
蟻野 弥生
(省略)

3章 自然および農村環境の再生 日本の原風景の保全に向けて 磯崎 博司

1. はじめに

日本のふるさとの原風景というと、水田、畑、里山、小川、ため池、農家などを連想

する人が多い。「農村環境」を構成する自然要素としては、水、土壌、野生動植物等をあげることが出来る。そのような農村環境の大半は二次自然であり、永い年月をかけて人間によって管理されてきた自然環境である。

しかし、戦後の化学肥料や農薬の利用、農業用水路の近代化等によって、日本の農林業は自然破壊的になった。「里地・里山」は最近、再評価されるようになってきた。

2. 従来型の自然保護政策

開発による悪影響に対処するため、緊急対応的で受動的なものが多い。一方、都市住民は自然願望が高まり、自然とのふれあい、観光やエコツーリズムが流行した。農村地域は、農業の機械化、農薬、化学肥料を使った高集約型農業が展開され、偏った農業政策、減反政策、輸入農産物の急増で国内農業の破壊がもたらされた。

3. ストックされた環境負荷の影響

生態系の浄化能力を越えた汚染、生態系の連鎖機能の分断、自然資源の過密過剰利用等は、改善されることなく、環境負荷はストックされてしまった。その結果、自然・農村環境については、森林の枯死、中山間地域の荒廃、斜面崩壊、耕作放棄地の増大、里山・里地の二次自然の衰退などとして現れている。

4. 積極的な自然保全施策の必要性

自然および農村の再生に向けて最も必要とされることは、地球の生態系・自然の循環へ人間の経済社会活動を統合することである。積極的な自然保全施策が必要である。

5. 積極的な自然保全に向けた活動事例

5.1 琵琶湖の内湖再生

びわ湖の周辺には、かつては多くの内湖（入り江）やヨシ原が見られ、さまざまな植物、昆虫、水生生物が生息地を提供し、水質浄化等の重要な機能を果たしていた。現在残っている内湖は23か所、約400ヘクタールで、昭和初期の7分の1以下に減っている。琵琶湖の水質悪化と共に、内湖の重要性も再認識されるようになり、2000年に定められた琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）等で様々な取組が行われている。内湖再生事業では、旧早崎内湖等が取り組まれているが、本格的な再生のためには土地の買取等が必要になる。

5.2 地方自治体による里山の再生と保全

近年、里山の荒廃が進んできているが、一方で価値が再評価されている。里山は生物多様性に富み在来種の宝庫であること、カエル、メダカ、ゲンゴロウ、オミナエシ、フジバカマ、キキョウなどが絶滅危惧種になっていること等のためである。里地里山は安らぎを感じる空間であり、日本の原風景の根幹に位置し、その荒廃は日本の自然、文化、社会の喪失を意味する。

地方自治体の条例においては、里山の保全自体を扱うものが、2000年以降増加傾向

にある。千葉県、高知市、三重県、石川県等が地域にあった条例を制定し、土地所有者や里山活動団体等に対して必要な情報の提供、各種の支援が行われている。

(筆者注. 滋賀県や、大津市の里山保全や再生に関して、調べる必要があるのですが、本書には記載はありませんでした)

5.3 自然共生農業

農村環境の自然共生的な農業形態の実現が求められ、農村地域における自然環境を保全する必要がある。自然共生農業とは、多面的機能を生産する農業と定義できる。

第1に、安全で安心な農作物を安定的に供給する機能。

第2に、国土保全と水涵養機能。第3に、動植物と共生する生物多様性機能。

第4に、自然資源や生態系に関する情報を研究者や消費者に提供する機能。

第5に、文化を伝承し景観形成機能。第6に、農村共同体を活性化する機能。

第7に、野外レクレーション機能である。

(注. TPPの交渉結果では、これらに影響が出る可能性があります。2次自然の破壊)

自然共生農業の先進事例としては、長野県飯島町の取り組みをあげることが出来る。

6. 必要とされる制度調整

6.1 明確な自然保護目標

保護すべき自然、再生すべき自然、放置すべき自然、利用すべき自然、保護の仕方、再生の仕方、制約すべき人間活動、促進すべき人間活動等を明確にする必要がある。個々の区域にあてはめる過程において、公開と参加にもとづく合意形成を行うべきである。

6.2 事前評価およびモニタリング⇒(省略)

6.3 積極的な公衆参加の確保

主体的で自由で意味のある参加を実現する事が求められている。特に、地元の人々を中心に、全ての利害当事者による理解と行動を欠かすことが出来ない。

〈滋賀県甲良町にみる住民参加の可能性について〉原文のまま

琵琶湖の湖東にある甲良町は兼業農家が主体であり、非常に安定している。

甲良町には美しい用水路が張り巡らされており、町おこしとしてこの用水路を利用できないかという運動が15年前から始まった。たまたま私は他の専門家とともに、この運動の初期のころから、住民参加の可能性という視点を持ちながら関わってきた。

その際、用水路を活用したまちづくりを成功させるうえでの4つの「懸念」があるという認識を持っていた。第一に、住民は本当に参加してくれるのだろうか。われわれは用水路という身近な公共空間を住民自らが変えていくべきというコンセプトを持っていたが、忙しい住民たちはそれに賛同してくれるのかという懸念があった。

第二に、住民が参加したとして合意形成は可能だろうか。甲良町は農村地帯であるが、個人の価値観は多様である。そういったなかで、ある1つの方向に住民の意見が集約されるのか、そして住民すべてがその合意に納得してくれるのだろうか。

第三に、住民主導のまちづくりはよい成果をあげることができるだろうかという懸念もあった。もしかしたら専門家による主導の方が良い成果をもたらすかもしれない。

第四に、用水路を整備した後もそれは住民によって維持管理され続けるだろうかという疑問もあった。親水公園はたくさんあるけれども草に覆われた公園も少なくない。

甲良町の場合、第一の懸念である住民参加の可能性については、ほとんど苦労することがなかった。行政の業務姿勢——官主導から民間主導へ——が変わったことが住民に伝わると、住民は喜んで参加する。そのため、行政の姿勢が変わったことを伝えることが、住民参加の契機となる。

第二の合意形成の問題が、実は、最も大変であった。合意形成の一般的な方法は多数決であるが、農村部では、多数決でものを決めることは少ない。よくよく観察してみると、農村部の合意形成の対象は、常に自分たちの生活に関わるものである。もし簡単に多数決をとってしまうと、少数者が日常的な不利益を被り、しこりが未来永劫続くかもしれない。そのため、ここでは、皆がとことん話し合う。

こういった合意形成の方法を基礎としたうえで、住民は専門家に助言を求める。たとえば、2つの異なる意見があるとき、その対立を解消するような公共空間デザインができるのかというように聞かれる。行政が住民のアンケートをとると、最も住民の要望が多いのは道路の拡幅となる。甲良町でも、道路拡幅の問題が生じた。道路を拡幅すると、美しい用水路は埋め立てて、そこにパイプラインを通すことになる。

当初、このような案に決まっていたが、一部の住民から異論がだされた。道路の拡幅によって県道への通行時間が約30秒短縮されるが、その一方、子供たちの遊び場にもなっている用水路・水辺は永遠に失われる。どちらを選択するのかということが、住民の間で話し合われた。その結果、甲良町の住民は用水路を残すという選択をしたのである。

甲良町の事例から言えることは、初期の段階で多数決によってものごとを決めてしまうと道路の拡幅が選択されるが、徹底した議論を行うことで、住民自身が本当に望むものは何かということに気づくことができる。十分に議論を尽くせば、住民間での合意は決して不可能ではない。

第三点について、ここでは詳しく述べないが、蛍が飛ぶような用水路になっており、専門家の目から見ても、良いものができたと思われる。

最後に、住民は継続して用水路を利用しているのかといえ、住民は計画段階から関係しており、そのことが用水路への愛着や関心を引き起こす。その結果、維持管理の継続性は甲良町で実証されている。

さらに言えば、一般的な公共事業では、モノが作られた段階が最高であるのに対し、この用水路は日々進歩し続けている。自分たちが作った用水路をさらに活かそうと、たとえば、家の庭の木をそこへ移植することで、用水路・身近な水辺の価値をどんどん上げていこうとするのである。

甲良町から言えることは、住民参加を通じたまちづくりは十分に可能だということである。また住民自身も、このような経験によって、コミュニティの再生につながったという実感をもっている。

(出典) 環境再生政策研究会『環境再生政策研究会最終報告書』(2005年3月) 201-202頁(千賀裕太郎「環境再生と農村再生の両立について」)。

6.4 資金確保

制度や手続きを実効的に運用するためには、継続的な資金確保が不可欠である。その際、利用者支払、受益者支払、公益負担を組み合わせるとともに、世代を越えた公平性の確保が必要である。自然はただだと言う考え方を無くす必要がある。自然には直接的利用価値、間接的利用価値、オプション価値および存在価値があるとされている。特に存在価値についての認識を高める必要がある。

7. おわりに

自然環境と農村社会の再生に向けた取り組みに成果を上げるには、大量生産、大量消費に適応してしまった経済、社会、技術システムを、循環型のシステムに転換することも必要とされる。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 4 章 自然再生事業と再導入事業 | 羽山 伸一 |
| (省略) | |
| 5 章 都市環境の再生 都心の再興と都市計画のへ向けて | 西村 幸夫 |
| (省略) | |
| 6 章 環境再生と地域経済の再生 | ポスト工業化時代の大都市圏臨海部再生 |
| | 中村 剛治郎・佐無田光 |
| (省略) | |
| 7 章 環境再生と持続可能な交通 | 道路交通政策の再構築に向けて永井 進 |
| 8 章 環境再生と市民社会 | 実効的な環境配慮システムの構築を目指して |

終章 環境再生を通じた地域再生 これからの課題と展望 寺西 俊一・除本 理史

1. はじめに

「地域再生の環境学」は「持続可能な社会」の構築のためには、「環境再生」が不可欠な課題となっていることを、明らかにしようとしたものである。ここでいう「環境再生」とは、これまでの「環境被害のストック」の除去・修復・復元・再生への取り組みを通じて、人々の健康や自然を取り戻し、その上に「環境的豊かさ」につながる農村、都市、地域経済、交通、地域社会（コミュニティー）の再生を目指していくことである。「環境再生」を通じた「地域再生」のための総合的な取り組みを意味している。

2. 各地で広がる「環境再生を通じた地域再生」への取り組み

21世紀の今日、前世期が追い求めて来た「経済」や「社会」の発展パターンが産み落としてきた様々な環境破壊が、地球規模にまで至り、環境再生を目指す様々な取り組みが各地で広がっている。特に注目されるのが、欧州にみる動向である。他方、日本においても、深刻な大気汚染をめぐる公害裁判を通して、裁判の和解を節目に地域再生やコミュニティー再生を目指す模範的な取り組みが始まっている。

3. 「環境再生を通じた地域再生」がめざしていること

共通して目指していることは、3つの基本課題に集約される。

3.1 「環境被害ストック」の除去・修復・復元・再生

累積されてきた各種の「環境被害ストック」の除去・修復・復元・再生への取り組みを本格的に進めていくことである。「環境負荷の低減」「循環の推進」といった「フロー対策」だけにとどまらず、「ストック対策」が各政策分野で求められている。

特に、日本の場合、戦前・戦後を通じて各種の公害や環境破壊が繰り返され、数多くの「環境被害ストック」を歴史的に抱え込んできた。特に日本の環境問題の原点ともいえるべき足尾銅山鉍毒事件の悲劇がある。

他方、近年各地でクローズアップされてきた「土壌汚染」やアスベストをめぐる問題がある。これらは、環境面における「不良資産」と言い換えてもよい。

3.2 「環境的な豊かさ」の実現につながる「良質資産」の形成

「環境再生を通じた地域再生」への取り組みは、単に過去からの歴史的なツケの後始末や償いととどまらない。各種の「環境被害ストック」という「不良資産」を除去・修復・復元・再生への取り組みを着実に前進させていくだけでなく、これからの将来世代のために環境面における「良質資産」の形成を目指していくことも、重要な課題になっていると言わなくてはならない。

3.3 「エコロジ的に健全で持続可能な社会」の構築

「環境再生を通じた地域再生」への取り組みは、21世紀の時代における都会と農村を含むすべての地域社会の豊かな展望をしていく上で共通の課題となりつつあり、「鉱山地域」「農村地域」「工業地域」「都市地域」等が究極的に目指していることは、「エコロジ的に健全で持続可能な社会」の構築である。

4. これからの課題と展望に触れて

4.1 推進主体をめぐる問題

「環境再生を通じた地域再生」への取り組みを推進していく、主体をめぐる問題がある。日本で始まったのは西淀川地域で1996年に設立された「財団法人公害地域再生センター」（通称：「あおぞら財団」）である。これは、西淀川公害裁判における原告たちが自ら主体となって、「公害地域」の再生に向けた取り組みを推進するために、新たに発足した組織である。

これに触発されて、典型的な「公害都市」川崎地区や水島コンビナートの「水島地域環境再生財団」、尼崎市の「尼崎・ひと・まち・赤とんぼセンター」、「四日市環境再生まちづくりシンポジウム」等の活動が繰り返されているが、欧州にみられるような一つの潮流をなすようには至っていない。今後格的に発展させていくためには、

第一には、各地の実践、取り組みに関する相互交流、相互支援のための独自のネットワークの推進である。

第二には、地域における地方自治体への働きかけ、地方自治体の行政や議会からの協力・支援を引き出していくためのパートナーづくりが重要になってくる。そこでの意思決定プロセスにおいて、実質的な市民参加が保障されていくことも、極めて大事である。

4.2 政策統合をめぐる問題

「環境再生を通じた地域再生」は、日本環境会議による「環境再生政策研究会」が検討を重ねているが、欧州地域が一步先んじた取り組みを進めて来ている。日本においても欧州にみるEPI(Environmental Policy Integration)の取り組みに学びながら、「環境再生を通じた地域再生」のための総合的な政策研究をさらに発展させていくことが強く求められている。

4.3 費用負担と資金・財政措置をめぐる問題

費用負担のあり方と資金・財政面での独自の政策支援策の検討が不可欠である。イタイタイ病を引き起こした「公害防止事業費事業者負担法」は、「汚染者負担原則」が適応された。大気汚染に対しては「公害健康被害補償法」が実施された。

今後は、費用負担や資金・財政措置の諸事例の功罪をめぐる歴史的な検証作業も踏まえて、どのような費用負担や資金・財政措置が考えられるべきかについて、より具体的な政策研究を進めていくことが残された課題だ。

以上